

※ 当該応援金は、国の事業復活支援金、県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金と重複受給できません！

中小法人・個人事業者の皆様のための

静岡県
中小企業等

事業継続応援金

申請要領

中小法人・個人事業者等向け

静岡県中小企業等事業継続応援金交付要綱に基づく申請の
手続等については、当要領にて定めております。

2022年4月11日時点

静岡県中小企業等事業継続応援金事務局

(コールセンター番号：0120-371-060)

※ 今後、更新する場合がありますので、申請時に最新版をご確認ください。

静岡県中小企業等事業継続応援金特設ページ

<https://shizuoka-keizokuouen.com/>



事業継続応援金 申請要領

事業継続応援金について

(1) 制度概要	1ページ
(2) 交付金額	3ページ
(3) 対象措置の影響	4ページ
(4) 不交付要件	7ページ
(5) 申請期間・申請方法	9ページ
(6) 提出書類一覧	10ページ
(7) 保存資料	11ページ
(8) 誓約書	12ページ
(9) 売上の定義	13ページ
(10) 特例について	14ページ

(1) 制度概要

静岡県中小企業等事業継続応援金とは？

静岡県に2022年1月27日～3月21日に適用されたまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という。）による**飲食店への営業時間短縮要請及び酒類提供停止の要請並びに不要不急の外出の自粛要請等の影響**に伴い、売上が減少した**県内の中小法人・個人事業者等**の事業の継続を支援することを目的として交付する応援金です。

交付対象は？

応援金の交付を受けるためには、次の1から4の要件を全て満たす必要があります。

1 下記の対象要件及び売上要件を満たすこと。

【対象要件】

以下のいずれかに該当する中小法人・個人事業者等

- ①2022年1月以降の対象措置に伴い、**営業時間短縮要請等を受けて時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること**
- ②**不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと**

【売上要件】

2022年2月又は3月（以下「対象月」という）の売上※が、2019年、2020年又は2021年（以下「比較年」という。）の同月（以下「比較月」という）の売上と比較して**20%以上30%未満減少**したこと

※売上の定義につきましては13ページをご確認ください

売上減少率算出方法

$$\text{売上減少率（％）} = \frac{\text{売上減少額※}}{\text{[比較月の売上]}} \times 100$$

$$\text{※売上減少額} = \text{[比較月の売上]} - \text{[対象月の売上]}$$

- 売上減少率が30%以上の場合は、国の事業復活支援金の対象となります。

次ページに続く

(1) 制度概要

- 2 **中小法人又は個人事業者等**であって**本店又は主たる事務所が静岡県内にある**こと。
※「本店又は主たる事務所が静岡県内にある」とは、**確定申告書記載の納税地（個人にあっては確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所）が静岡県内である**ことをいう。
- 3 **2021年12月31日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある**こと。
- 4 税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われる業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として得ている個人事業者等にあっては、被雇用者又は被扶養者ではないこと。

- **中小法人とは、資本金等が10億円未満又は資本金等が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいう。**なお、「資本金等」については、「基本金」を有する法人は「基本金の額」と、一般財団法人は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。また、「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「**予め解雇の予告を必要とする者**」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

- **事業継続応援金と国の事業復活支援金は、重複受給できません。（対象月が異なる場合も重複受給となります。）**
- **事業継続応援金と静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（以降協力金）は、重複受給できません。**

(2) 交付金額

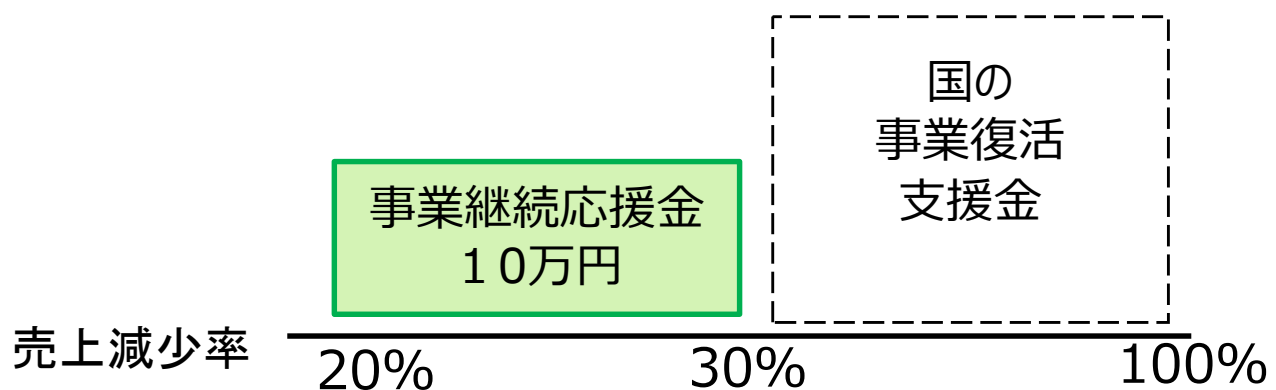
事業継続応援金の交付金額は？

事業継続応援金について、交付金額は下記のとおりです。

【交付金額】
定額・各対象月につき1回ずつ

売上減少率	中小法人等	個人事業者
20%以上30%未満	10万円	5万円

【交付イメージ】
●中小法人等の場合



※売上減少率が30%以上減少している場合は、国の事業復活支援金の給付対象となります。

※国の事業復活支援金との重複受給はできません。（対象月が異なる場合も重複受給となります。）

※協力金との重複受給はできません。

(3) 対象措置の影響

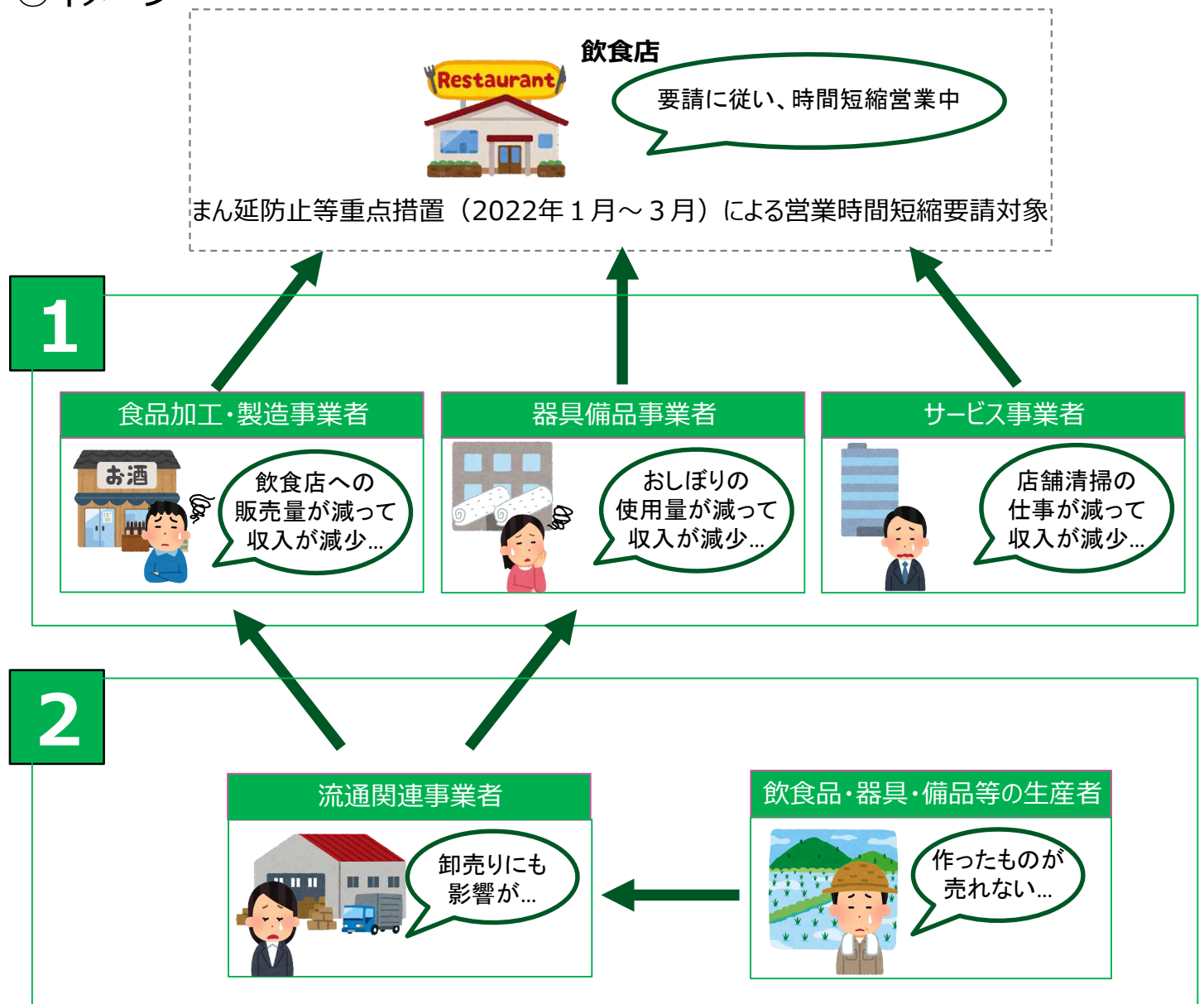
対象措置の影響とは？

飲食店の時短営業の影響を受けた事業者

交付対象となりうる具体的な事業者は6ページ参照

- 1** 対象飲食店に対して、商品サービスを反復継続して販売・提供してきたが、対象飲食店が対象月のまん延防止等重点措置に伴い営業時間を短縮したことにより、対象月に対象飲食店との直接の取引からの事業収入が減少したことによる影響
- 2** 対象飲食店に対して、商品サービスを自らの販売・提供先を經由して反復継続して販売・提供してきたが、**1**の影響により、対象月における自らの販売・提供先との取引からの事業収入が減少したことによる影響

○イメージ



(3) 対象措置の影響

外出自粛等の影響を受けた事業者

交付対象となりうる具体的な事業者は6ページ参照

- 3 まん延防止等重点措置が適用されている静岡県内の個人顧客に対して、商品・サービスを継続的に販売・提供してきたが、対象月のまん延防止等重点措置によって同個人顧客が外出自粛したことにより、対象月に同個人顧客からの事業収入が減少したことによる影響
- 4 3の影響を受けた事業者（以下「3 関連事業者」という。）に対して、商品・サービスを反復継続して販売・提供してきたが、3の影響により、対象月に3 関連事業者との直接の取引からの事業収入が減少したことによる影響
- 5 関連事業者に対して、商品・サービスを販売・提供先を経由し、反復継続して販売・提供してきたが、3の影響により、対象月に自らの販売・提供先との取引からの事業収入が減少したことによる影響

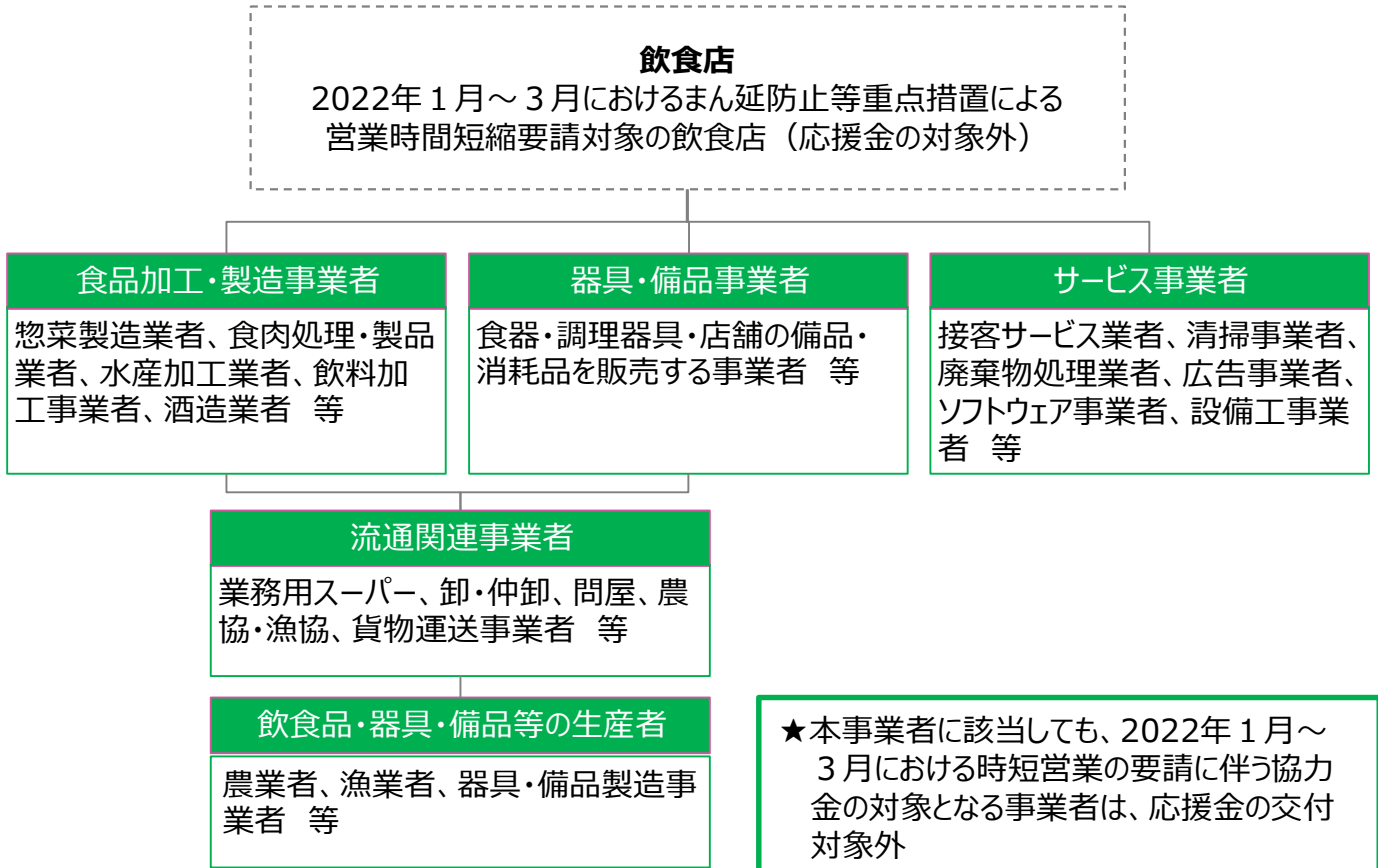
○イメージ



(3) 対象措置の影響

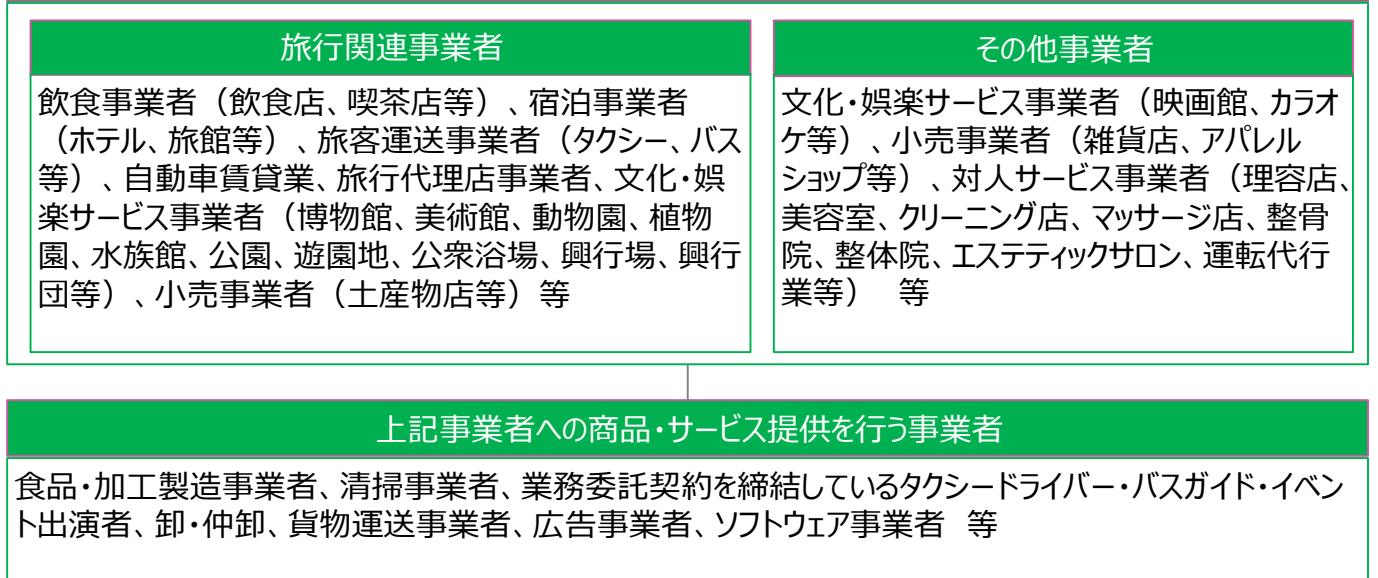
交付対象となり得る具体的な事業者は？

飲食店の時短営業の影響を受けた事業者の例



外出自粛等の影響を受けた事業者の例

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うB to C事業者★



売上要件を満たしており、対象となり得る事業者に該当しても、まん延防止重点措置等に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響に無関係な場合は、交付対象外です。

(4) 不交付要件

交付対象外となる場合とは？

制度概要に記載の交付要件を満たした場合でも、以下の①から⑫までのいずれかに該当する事業者は、交付対象外となります。

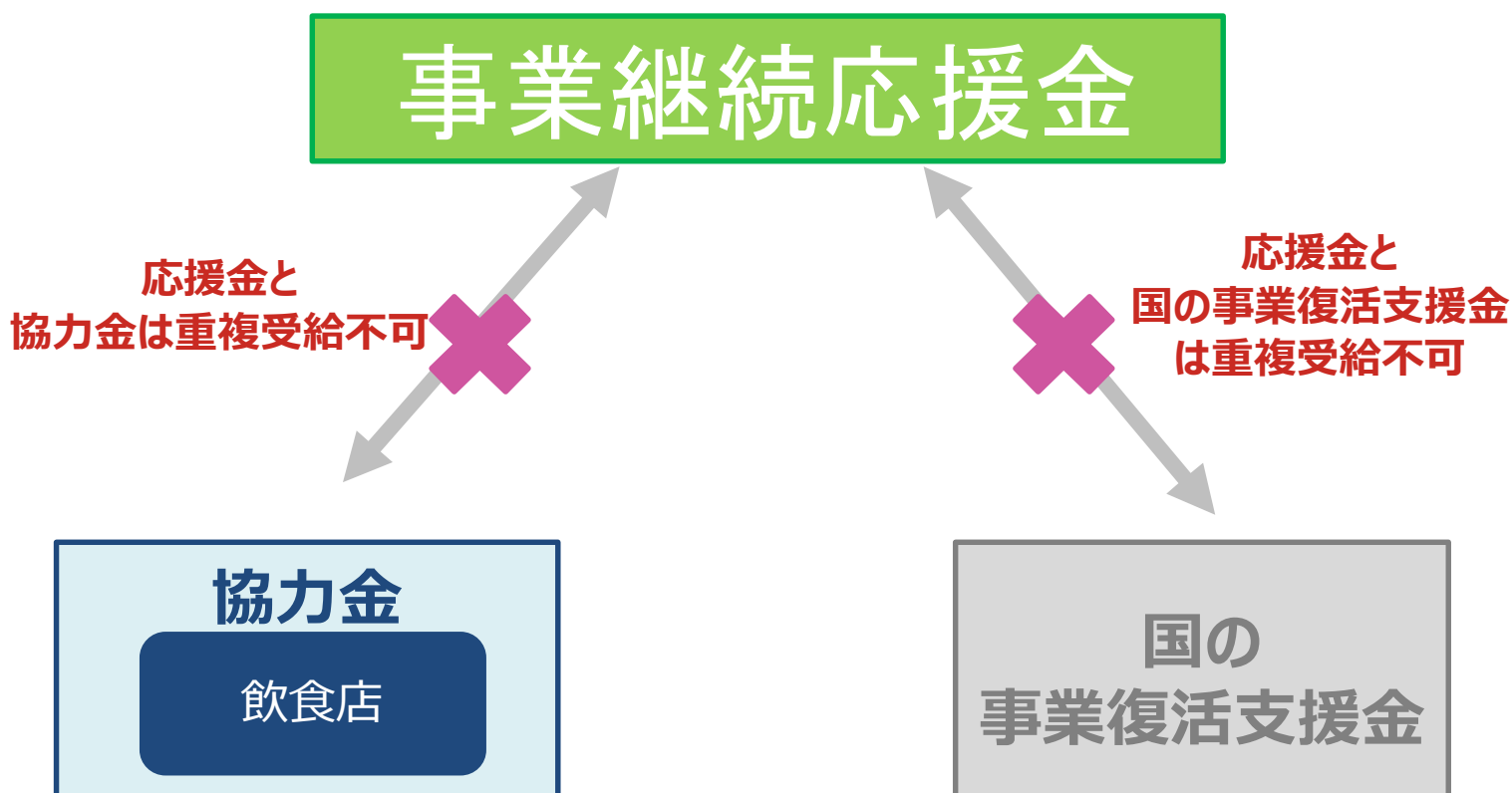
- ① 国の事業復活支援金を申請（受給）をしている事業者（対象月が異なる場合も含む）
- ② 2022年1月～3月を対象としたまん延防止等重点措置に伴う飲食店への営業時間短縮要請の対象施設を経営する事業者
- ③ 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- ⑤ 政治団体
- ⑥ 宗教上の組織又は団体
- ⑦ 暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
- ⑧ 2021年8月・9月を対象月として実施した静岡県中小企業等応援金の返還を命ぜられたにもかかわらず、正当な理由無く返還を行わない者
- ⑨ 対象措置とは関係なく売上計上基準の変更や顧客との取引時期・営業日数の調整等により対象月の売上が減少した場合
- ⑩ 事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、対象措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず交付を申請する場合
- ⑪ 「静岡県中小企業等事業継続応援金の申請に関する誓約書」に記載された内容（12ページ参照）について、誓約及び同意しない者、または違反した者
- ⑫ 前各号に掲げる者のほか、応援金の趣旨・目的に照らして交付が適当でないと知事が判断する者

※不交付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不交付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、応援金の交付を受けることはできません。

(4) 不交付要件

ご注意ください！

- 事業継続応援金と国の事業復活支援金は、重複受給できません。（対象月が異なる場合も重複受給となります。）
- 事業継続応援金と協力金は、重複受給できません。
- 事業継続応援金の給付後、重複受給が確認された場合は、返還を求めます。



(5) 申請期間・申請方法

申請期間

2022年3月1日（火）から6月30日（木）

申請方法

申請方法は以下のとおりです。（申請書類は（6）提出書類一覧を参照）

①電子オンライン申請

オンライン申請URL：<https://shizuoka-keizokuouen.com/>
（スマートフォンやタブレット端末での表示にも対応します。）

②郵送による申請

静岡県中小企業等事業継続応援金事務局宛：
〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9 フコク生命ビル1F
（申請期間内必着です。）

（注意点）

※持参による申請は、感染症防止の観点から受け付けておりません。

※郵送による場合は、書類がすべてそろっているか、内容に不備や誤りはないか、十分に確認のうえ、申請してください。

※2021年8月・9月を対象月として実施した静岡県中小企業等応援金の交付決定を受け、申請時点で内容に変更がない場合は、本人確認書類等の提出書類の省略が可能です。（10ページ参照）

※書類審査の過程で、書類等の再提出（追加提出）を求められることがあります。その場合は、メール、郵送又はFAXでのご対応をお願いします。

※交付申請後、申請を取り下げる場合は、様式第3号「静岡県中小企業等事業継続応援金に係る申請の取下げについて」を提出してください。

(6) 提出書類一覧

提出資料の様式についてはホームページからダウンロードいただけます。 ●必須書類 ○該当する場合のみ

No	資料	電子*1		郵送	
		法人	個人	法人	個人
1	申請書	● 交付申請書（様式第1号）		申請画面に 入力	● ●
2	売上減少率計算書	● 売上減少率計算書		申請画面に て自動計算	● ●
3	誓約書	● 誓約書（様式第2号） 法人の代表者又は個人事業者の方が自署してください		● ●	● ●
4	取引先が分かる書類	● 取引先情報一覧（別添様式A）		申請画面に 入力	● ●
5	本店又は主たる 事務所が県内にある ことが分かる書類◇	● 直近の確定申告書の写し* (No.6で2021年比較月を含む確定申告書を提出する場合は不要) (2021年8月・9月を対象月として実施した静岡県中小企業等応援金（以下前回の応援金という）の交付決定を受け、それ以降に内容変更が無い場合は提出不要)		● ●	● ●
6	売上が確認できる 書類 ◎確定申告書類に 個人番号が記載さ れている場合、必ず 塗りつぶすなどして、 確認出来ないような 形式で添付してくだ さい。	● 確定申告書の写し*◇(2019年、2020年又は2021年の比較月を含むいずれか) 【法人の場合】 法人税申告書別表一、及び法人事業概況説明書 【個人の場合】 所得税確定申告書B、及び (青色申告の方)青色申告決算書 (前回の応援金の交付決定を受け、比較年に前回と同一の年を使用する場合は提出不要)		● ●	● ●
7		● 売上帳など帳簿の写し(2022年対象月の売上が分かるもの)		● ●	● ●
8	本人確認書類の 写し◇ (前回の応援金の交 付決定を受け、それ以 降に内容に変更が無 い場合は提出不要)	【法人の場合】 ● 履歴事項全部証明書の写し(申請日から3か月以内に発行されたもの) ● 代表者の氏名、生年月日、住所が確認できる書類の写し ● 役員名簿一覧（氏名（フリガナ）、生年月日、性別） (別添様式B) 【個人の場合】 ● 氏名、生年月日、住所が確認できる書類の写し		● —	● —
9	振込先口座が分かる 書類◇	● 申請書に記入した口座の通帳の写し (前回の応援金の交付決定を受け、今回も同口座を指定する場合は提出不要)		● ●	● ●
10	個人事業主の雑・給 与所得の発生が分かる 書類	※個人事業主の雑・給与所得を根拠とする場合 ● 業務委託契約書の写し等 ● 業務委託契約等による収入があることを示す書類の写し (例：支払調書の写し、源泉徴収票の写し、給与に係る支払明細書の写し、業務委託に係る支払明細書の写し) ● 国民健康保険証の写し(比較年月及び2022年3月以降において有効なものに限る)		— ○	— ○

*確定申告書の写しには、**收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字)されていることが必要**です。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付することが必要です。いずれも存在しない個人事業者の場合には、添付する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」「(事業所得金額の記載があるもの)又は「課税証明書」(もしくは「非課税証明書」)を合わせて添付することが必要です。その他、特設サイトより「特例について」をダウンロードして「証拠書類等に関する特例」をご確認ください。

◇2月分を申請後、それ以降に内容変更が無い場合は、3月分の申請の際、提出不要です。

(7) 保存資料

保存しなければならない資料とは？

- 申請時に提出することは不要ですが、申請者が交付要件を満たさないおそれがある場合に、**保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります**。そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、**電磁記録等により7年間保存してください**。
- 調査の際、保存書類がない場合又は不十分な場合には、「保存書類が存在しない、又は不十分な理由」や「飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響をどのように受けたのか」等を確認します。加えて、**申請者の販売・提供先等への調査について、申請者にも協力を求める場合があります**。

飲食店の時短営業の影響

対象措置実施地域内で時短営業等を実施している飲食店との取引関係		保存書類
(A)	直接取引	対象措置実施地域内で営業時間短縮要請を受けた飲食店との 反復継続した取引 ※を示す「 帳簿書類及び通帳 」。
	間接取引	対象措置実施地域内で営業時間短縮要請を受けた飲食店の直接・間接取引先との 反復継続した取引 ※を示す「 帳簿書類及び通帳 」。

※「反復継続した取引」とは、2019年、2020年及び2021年の比較月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指す。ただし、契約形態等により複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類及び通帳」でも可。（以下同じ。）

外出自粛等の影響

事業者の区分		保存書類
(B)	主に対面で「個人顧客」向けに「商品の販売」又は「サービスの提供」を継続的に行っていることにより影響を受けた事業者	個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること。以下同じ。）を示す「 帳簿書類及び通帳 」並びに「 商品・サービスの一覧表、店舗写真 」
(C)	(B)の事業者に、直接、「商品の販売」又は「サービスの提供」を反復継続して行っていることにより影響を受けた事業者	(B)の事業者との反復継続した取引を示す「 帳簿書類及び通帳 」
(D)	(B)の事業者に、販売・提供先を経由して、「商品の販売」又は「サービスの提供」を反復継続して行っていることにより影響を受けた事業者	(B)の事業者に「商品の販売」又は「サービスの提供」を行っている販売・提供先との反復継続した取引を示す「 帳簿書類及び通帳 」

(8) 誓約書

誓約書とは？

交付要綱第5の規定に基づき、次の1.から10.までのいずれにも誓約する必要があります。また、虚偽の誓約を行った場合や誓約事項に違反した場合は、速やかに事業継続応援金の交付の辞退又は返還を行っていただきます。

様式第2号（第5関係）（用紙 日本産業規格 A4縦型）

静岡県中小企業等事業継続応援金の申請に関する誓約書

私は、静岡県中小企業等事業継続応援金（以下「応援金」という）の申請にあたり、下記の内容について誓約します。この誓約に反していることが半明した場合は、応援金の申請の取り下げ、応援金の返還等に応じるとともに、不正受給が明らかとなった場合には、当方の事業者名、屋号・雅号、氏名等の情報が公表され、加算金及び延滞金を支払うことに同意します。また、誓約に反したことにより、生じた損害については、当方が一切の責任を応じるものとします。

1. 交付要件を全て満たしていることを確認しました。また、申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
2. 応援金の申請にあたり、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
3. 「事業復活支援金」を受給しておらず、今後も受給いたしません。
4. 以下の①又は②に該当することにより、「静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」（以下「協力金」という）を受給しておりません。
①まん延防止等重点措置に伴う営業時間の短縮及び酒類提供停止の要請（以下「要請等」という）の対象となっていない。
②要請等の対象となり、対象期間中に要請に従っていたが、協力金の支給要件に該当しない。
5. 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。書類の不備等があり、必要書類の提出又は関係書類の補正等については是正に応じない場合や連絡が取れない場合、その期間が14日以上続いたときは、申請が取り下げられたものとみなすことに同意します。
6. 申請日時時点で事業を営んでおり、倒産・廃業していません。また、本応援金の交付を受けた後も事業を継続します（する意思があります）。
7. 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員（以下「暴力団等」という）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また暴力団等は経営に一切参画していません。
8. 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団等に該当しないことを確認するため、静岡県警察に照会を行うことに同意します。
9. 国や地方公共団体等が実施する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への補助金、支援金等の交付事務に関し、情報提供を求められた場合には、本応援金の申請情報を提供すること、本応援金の交付事務に必要な範囲において第三者から申請情報が取得されることに同意します。また、申請内容の虚偽や不正が疑われる場合は静岡県警察に照会を行うことに同意します。
10. 提出書類である確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類（日付、取引先、取引内容、取引金額が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等）及び通帳等の証拠書類を電磁記録等により7年間保存します。

令和 年 月 日

誓約・同意した
日付を記載

（法人の場合）本店所在地／（個人の場合）住所 _____

（法人の場合）法人名／（個人の場合）屋号 _____

代 表 者 役 職 ・ 氏 名 _____

申請者本人の
自署（フルネーム）

※ゴム印、印字等
は不可

(9) 売上の定義

売上とは？

交付要件における各年・各月の「売上」を下記の金額とします。

但し、下記売上には、2022年対象月・比較年の同月のいずれについても新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に支払われた給付金、補助金、助成金等を除いた額を計上してください。

	法人	個人事業者 (事業収入がある方)	個人事業者 (雑所得又は給与所得が 主たる収入の方)
2022年の 月別の売上	2022年対象月の月間事業収入等が確認できる売上台帳等の金額		
比較月の 売上	法人事業概況説明書の月別の売上金額	【青色申告（一般用）】 所得税青色申告決算書 2ページ目の対象月の月別売上金額 【青色申告（農業所得用） 又は白色申告】 1年間の売上※1÷12 (1円未満切り捨て)	1年間の売上※2÷12 (1円未満切り捨て)

※1 1年間の売上は「確定申告書B第一表の収入金額等の事業(営業等・農業)の合計」とする。

※2 1年間の売上は「年間業務委託契約等に記載の事業収入※3」とする。

※3 申請者が個人事業者であり、確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がなく（又は「0円」）、対象月及び比較月において雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ている場合には、当該収入を売上とする。

なお、申請者が個人事業者であり青色申告を行っている者で、以下のいずれか①～③を満たす者の場合は、白色申告を行っている者と同様の売上定義とする。

- ① 所得税青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した場合
- ② 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合又は記載の必要がない場合
- ③ 合理的な事由により当該書類を提出できないものと事務局が認める場合

(10) 特例について

特例にはどのようなものがある？

応援金の特例はA：「証拠書類等に関する特例」と、B：「売上減少率の算定に関する特例」があります。

A：証拠書類等に関する特例

A-1

2019年、2020年又は2021年2月・3月を期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類について、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合

B：売上減少率の算定に関する特例

B-1

新規開業特例

2019年1月から2021年12月までの間に設立した中小法人又は開業した個人事業者等に対する特例

B-2

合併特例

2020年1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に合併した中小法人等に対する特例

B-3

連結納税特例

連結納税している中小法人等に対する特例

B-4

罹災特例

2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人又は個人事業者等に対する特例

B-5

法人成り特例

2020年1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者に対する特例

B-6

事業承継特例

2020年1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に事業承継を受けた個人事業者等に対する特例
(事業を行っていた者の死亡による事業承継の場合も含む)

B-7

NPO法人・公益法人等特例

特定非営利法人又は公益法人等に対する特例、寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人に対する特例

詳細は
特設サイトより
「特例について」
をダウンロード
してご確認
ください